

FAMIC

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

令和3事業年度 事業報告書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日



○食品表示の監視に関する業務/イカ加工品の種判別技術の開発

背景



予測

別種のイカをスルメイカと表示する偽装の可能性

【スルメイカの歴史的な不漁による市場動向を調査】

- ★スルメイカの価格の上昇
- ★取扱業者のスルメイカ調達が困難化
- ★スルメイカ以外のイカの使用ヘシフト

対応

イカ加工品の種判別技術を
短期間で開発！

市販品を買い上げて検査
スルメイカ表示のある加工品の検査を実施

スルメイカ以外の
DNAを検出！！
(表示の疑義)

追加の検査で、スルメイカ以外の
イカの使用を複数の商品で確認

全国で複数の立入検査を
地方農政局と実施

違反表示を確認した事業者に対し、
農林水産省が行政措置（指示公表）



取引記録等で、別種のイカを
使った商品に「スルメイカ」
と表示していたことを確認！

食品表示の
適正化に貢献

詳しくは33ページへ

○飼料及び飼料添加物関係業務/国際貢献～飼料安全に係る分析研修開催

背景



- ・飼料の安全管理の高度化のためのリスク管理に関する知識
- ・分析技術の普及・向上

が**重要!**

対応

OIE(国際獣疫事務局)コラボレーティングセンターとしてアジア各国のニーズに合わせ以下の活動を実施



研修希望項目を
アンケート

重金属の分析
研修を企画!

WEBによる
研修を提案

OIEの飼料安全のワーク
ショップと分析研修を同時
に開催しましょう!

新型コロナウイルス流行による入国制限に対応

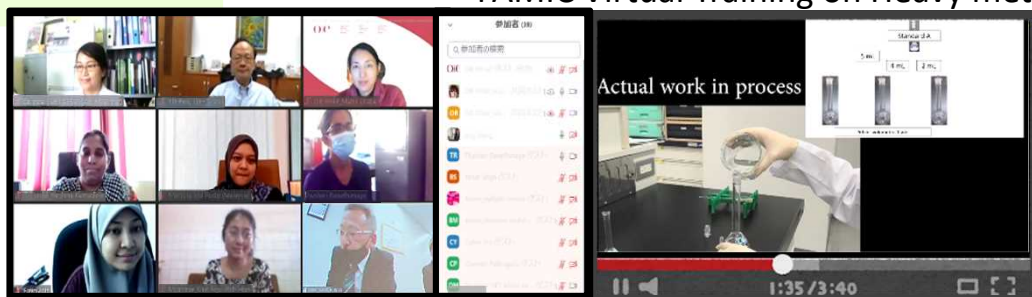


OIE

OIE 飼料安全に係る分析研修・WEB開催(2021年11月)

飼料安全のワークショップ
と同時開催

The 3rd OIE Regional Workshop on Animal Feed Safety/
FAMIC Virtual Training on Heavy metals



分析手法だけでなく、重金属のリスク管理の流れ(リスクプロファイル、サーベイランス、基準設定、モニタリング)を紹介

動画を活用することで開催後も**繰り返し視聴可能**

分析研修の**参加国が拡大**

3カ国(2013)

7カ国(2017)

9カ国(2021)

18名



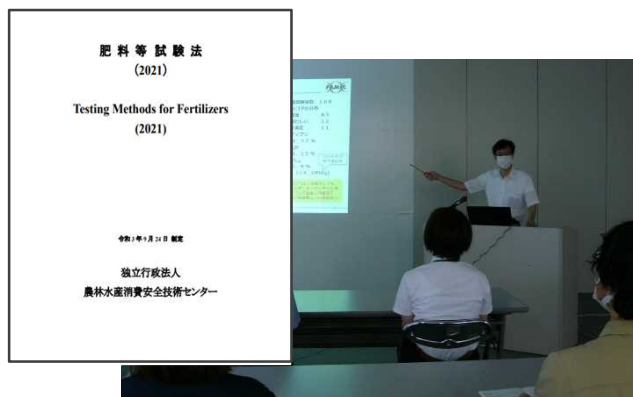
アジア地域の**飼料の安全確保、
分析技術向上**に貢献

詳しくは33ページへ



○肥料及び土壌改良資材関係業務

- 肥料取締法の改正により新たに制度化された肥料の原料管理制度を肥料業者等へ周知
- 肥料の分析法を開発・改良し、その妥当性を確認して「肥料等試験法」を改正



詳しくは31ページへ

○農薬関係業務

- 生物農薬※について、人への安全性や環境への影響を的確に評価するため、国際的な動向も把握しつつ、試験方法や評価方法の見直しに貢献



天敵農薬:チリカブリダニ

※生物農薬とは、天敵や微生物を有効成分とする農薬です。IPM（総合的病害虫・雑草管理）で化学農薬に代わる防除手段として、また、有機栽培でも使用可能な農薬です。

詳しくは32ページへ

○日本農林規格等に関する業務

- 東南アジア各国にJASに係る講義を行い、海外でのJASの浸透・定着、日本からのISO提案への協力関係の醸成に貢献



詳しくは34ページへ

○食品安全に係る有害物質の分析業務

- 麦類のかび毒汚染の蓋然性が高い地域の試料を追加分析し、現行のかび毒低減対策の有効性検証に貢献
- かび毒デオキシノール-3-グルコシド（DON-3-G）の品種や栽培条件等による蓄積の差があるか予備調査し、データの蓄積に貢献



詳しくは35ページへ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、平成19年4月に独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の3法人を統合して設立されました。

以来、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とし、食品や、肥料、飼料、農薬等生産資材の検査・分析を、関係法令に基づいて実施してまいりました。

令和3年度は、肥料取締法及び農薬取締法の改正による新たな検査の導入等に対応するとともに、組織運営については、内部統制の更なる充実・強化に向けて、

① 全員参加型でFAMICの今後10年の方向性を考えるプロジェクトを推進し、組織の活性化に向けた取組みを実施（[P14参照](#)）

② 3つのディフェンスラインの考え方に基づくリスク管理運営体制のもと、効率的・効果的にリスクを管理し、業務改善を実施（[P21参照](#)）

等、職員の視野拡大、モチベーション向上を図り、持続的組織運営に努めているところです。

加速的に進化する科学技術や経済のグローバル化、そして世界に吹き荒れるコロナ禍は、私たちの生活に急激な変化をもたらしています。また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していく中、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定・推進しています。FAMICは、このような情勢の変化に柔軟に対応し、技術力の一層の向上に取り組んでまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書等とともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長

木内 岳志



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

目次

1. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的 (2) 業務内容 (3) 主な関係法令	
2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	7
3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	8
(1) 運営基本理念及び運営方針 (2) 未来に向けて	
4. 年度目標及び事業計画	9
(1) 年度目標 (2) 事業計画	
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	12
(1) ガバナンスの状況 (2) 役員等の状況 (3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況 (5) 純資産の状況 (6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況 (8) その他源泉の状況	
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1) リスク管理の仕組み	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
7. 業績の適正な評価の前提情報	23
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 (2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 (4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	
8. 業務の成果と使用した資源との対比	29
(1) 自己評価 (2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
(3) 令和3年度の業務の成果	
9. 予算と決算との比較	36
10. 財務諸表	37
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	40
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
12. 内部統制の運用に関する情報	41
(1) 内部統制の推進に関する事項 (2) リスク評価と対応に関する事項	
(3) 監事監査に関する事項 (4) 内部監査に関する事項	
(5) 入札・契約に関する事項 (6) 予算の適正な配分に関する事項	
13. 法人の基本情報	43
(1) 沿革 (2) 設立に係る根拠法 (3) 主務大臣	
(4) 組織図 (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
14. 参考情報	49
(1) 要約した財務諸表の科目の説明 (2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の目的、業務内容

（１）法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

（２）業務内容

FAMICの業務は、センター法第10条に定められています。その概要は次のとおりです。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



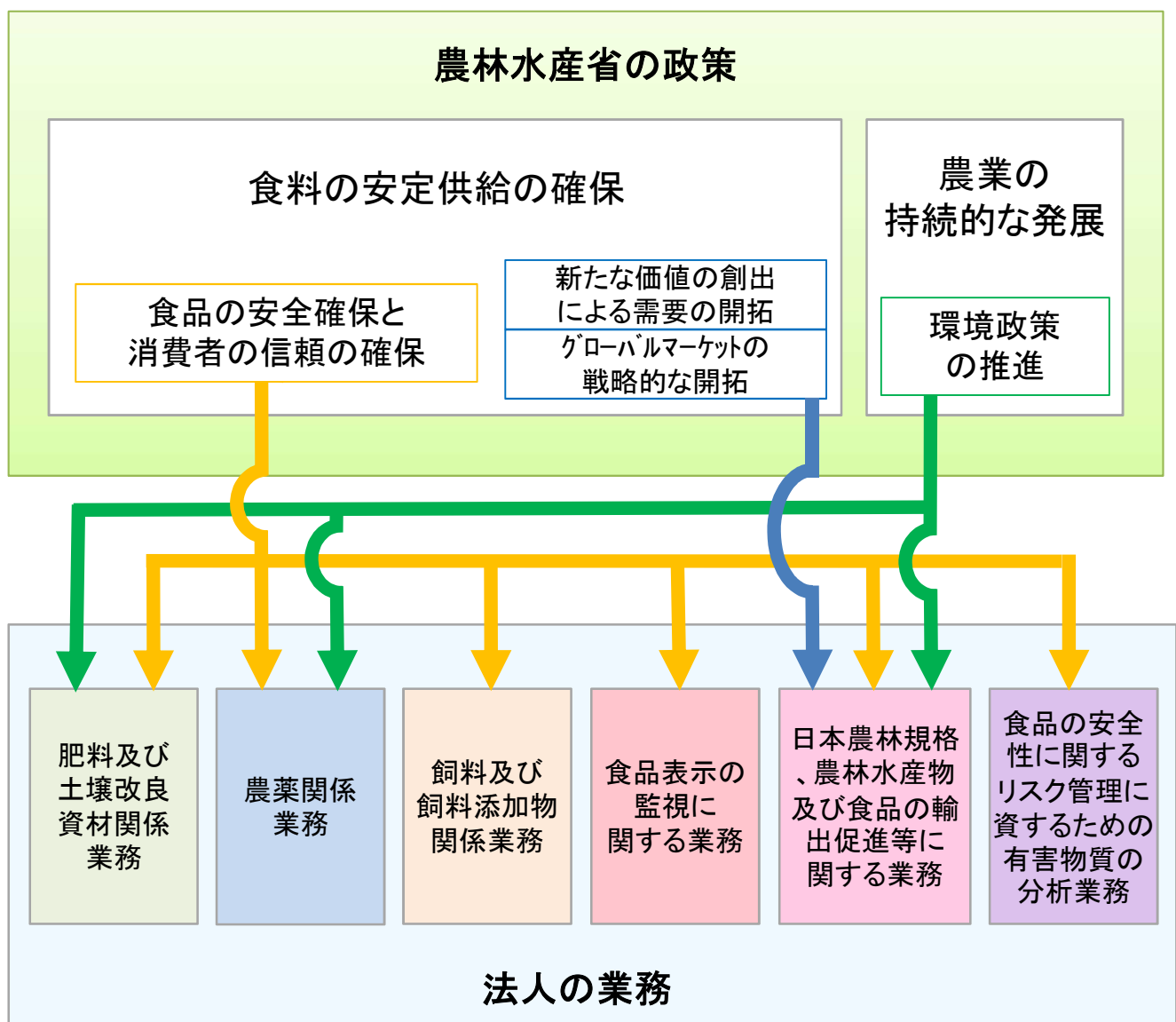
（３）主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号、旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、P 9「4. 年度目標及び事業計画」、P 23「7. 業績の適正な評価の前提情報」、P31「8. (3) 令和3年度の業務の成果」等に記載しています。

3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念及び運営方針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。



運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。

(2) 未来に向けて

FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を実現するため、以下の課題に取り組みます。

全体戦略

業務の効率化、重点化等の工夫

財政基盤の強化

職場環境の向上

専門家集団としての高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウの社会への還元

事業戦略

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・肥料取締法改正を踏まえ、更なる肥料の品質確保に向け、原料管理制度の導入により立入検査を重点化
- ・公定法化された肥料等試験法の充実に向け、職員の技術力向上と、調査研究業務を強化

農薬関係業務

- ・業務の重点化・効率化により、農薬の再評価の開始、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応
- ・農業の環境負荷低減に資するため、生物農薬等の評価を円滑化

飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料等の安全確保に向け、事業者自ら原料から製品までの基本的な安全管理に取り組むGMPの導入を推進
- ・検査・分析技術の向上に向け、研究機関等と連携し、共同研究を含め調査研究業務を強化
- ・アジア地域の飼料の安全確保に向け、国際機関と連携し、FAMICが有する知識・技術を提供

食品表示の監視に関する業務

- ・普及が進む認証等を活用し、効率的に食品表示監視業務を実施
- ・原料原産地表示対象の拡大や遺伝子組換えでない表示に関する条件の変更等新たな食品表示制度に対応した社会的検証・分析技術の開発を迅速かつ的確に実施

日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・農林水産物や食品の輸出促進に貢献できるよう、国際化を見据えてJAS原案を作成
- ・FAMIC認定制度の運用により、農林水産物等の輸出力強化に貢献

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

ISO/IEC17025の試験所認定を取得しているかび毒分析等で、信頼ある分析データを提供可能な機関として、共同研究事業への参画を目指す。

注：FAMICの「全体戦略」に関する令和3年度の主な取組みは、P14「5.（1）イ FAMICの10年後を考えるプロジェクト」、「事業戦略」に関する令和3年度の主な取組みは、P31「8.（3）令和3年度の業務の成果」に記載しています。

4. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が設定されています。

令和3年度目標では、新たに閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」への対応が求められました。個別の業務における主な変更点は次のとおりです。

- ・肥料取締法の改正を受けた対応として、新たな制度に合わせた業務運用の見直し等が追加されました。
- ・農薬取締法の改正を受けた対応として、既に登録されている農薬の「再評価」に関する業務等が追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、また、これらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。なお、令和2年度から、「農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務」についての目標が新たに追加されました。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和3年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



(2) 事業計画

FAMICは、令和3年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとまりごとに、「3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。

令和3年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	
(2) 農薬関係業務	
農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
飼料等の分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組みを行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	調達等合理化の取組み
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に応え、業務を円滑に推進するため、人材確保・育成方針を踏まえた取組みを実施する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和3年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組む等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和3年度事業計画

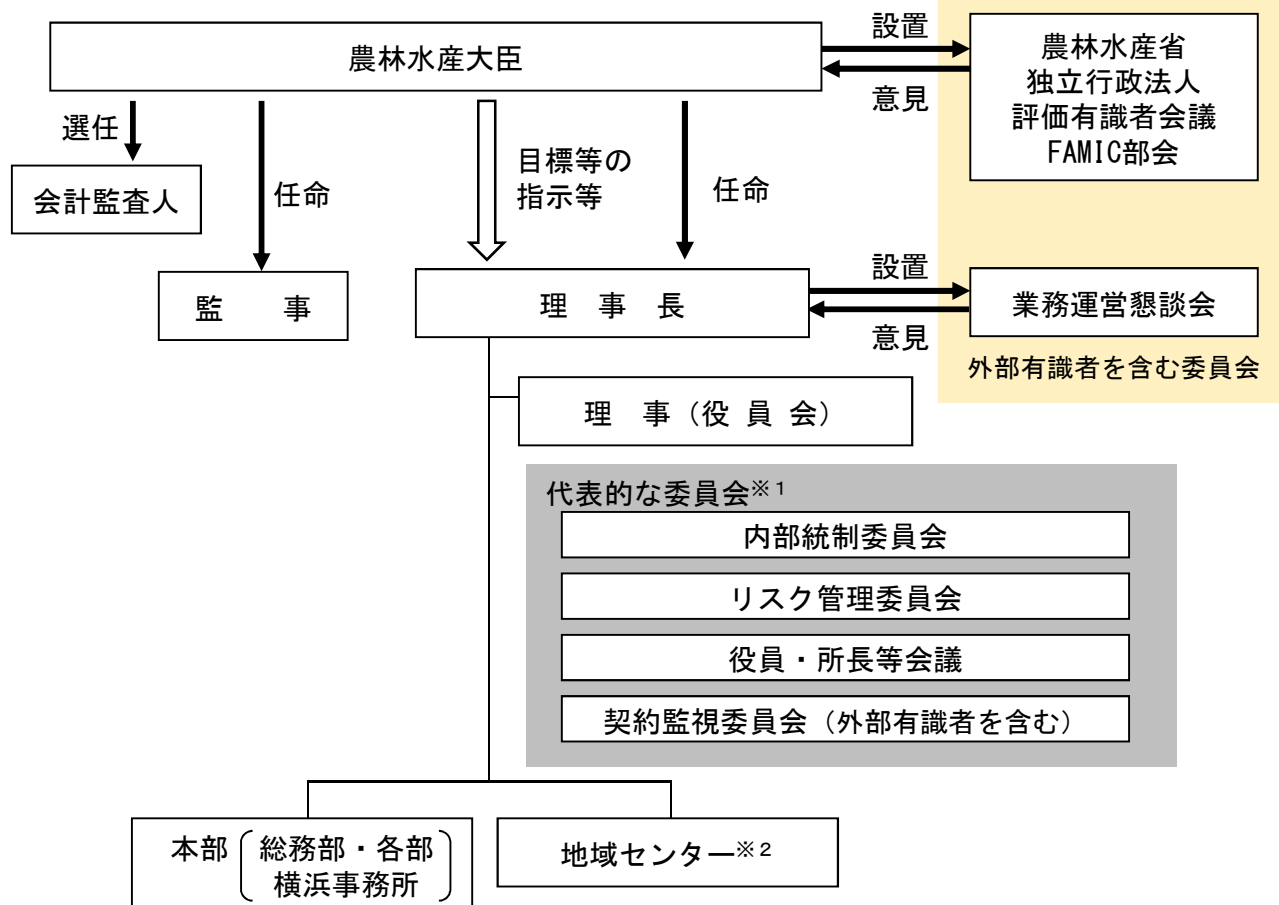
http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



※1 業務方法書に定められている委員会を記載しています。

※2 札幌センター、仙台センター、名古屋センター、神戸センター、福岡センター

FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制を整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



ア プロセス評価

業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。

プロセス評価は、業務遂行時の創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価をプロセス評価と連動させることで、職員個々の意識を改善して、モチベーションを引き上げ、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

プロセス評価の観点

工夫

- ・業務遂行上、重要な創意工夫であったか

貢献

- ・FAMICの社会的評価を客観的に向上させる取組みであったか（アウトカム）

運営

- ・経営資源の有効活用を向上させる取組みであったか

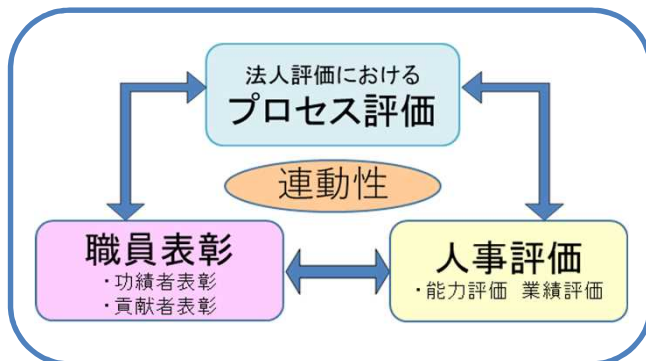
努力

- ・相当な努力を費やした取組みであったか



表彰式の様子

連 動 性

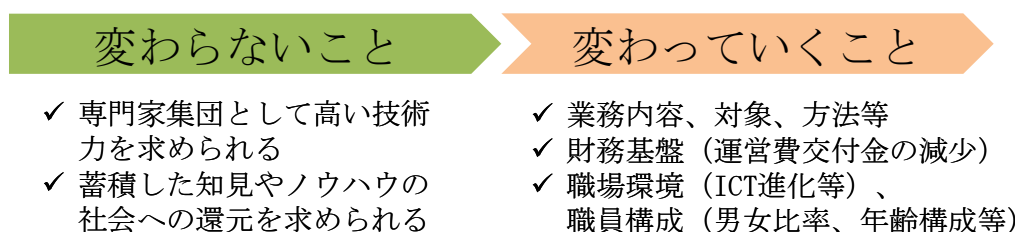


- ・職員の能力向上
- ・FAMICのパフォーマンス向上

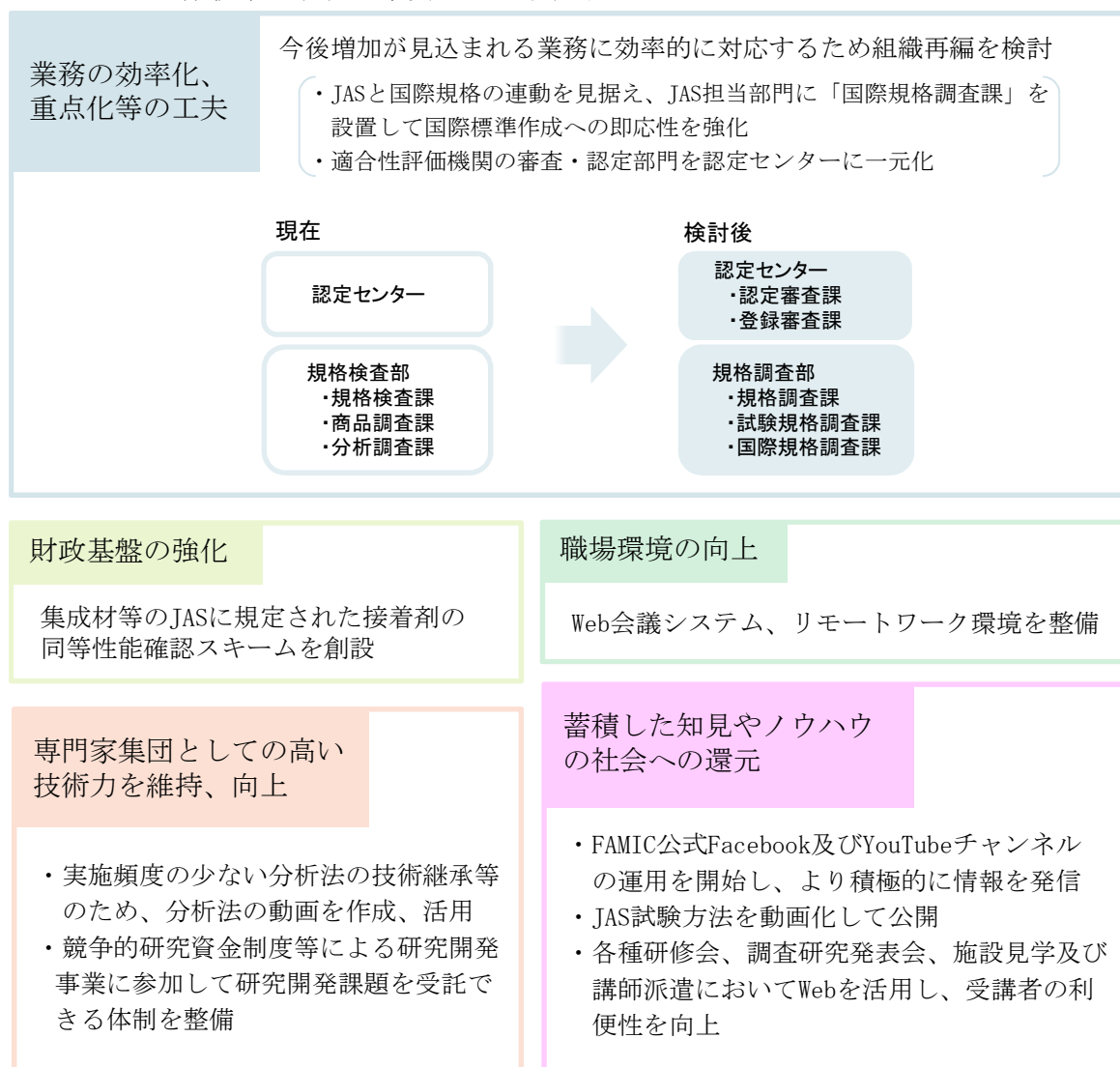
イ FAMICの10年後を考えるプロジェクト

ここ数年で、肥料取締法や農薬取締法等の関係法令の改正や輸出促進法の制定等が行われました。FAMICは、これら情勢の変化に対応するため、技術の開発・改良、人材の育成、業務の効率化等の業務運営を適切に実施していく必要があります。FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を持続的に実現するため、今後も、理事長のリーダーシップの下で新たな事業展開、調査研究の充実等の組織の活性化に向けた取組みを実行していきます。

○ 10年後のFAMICを巡る情勢



○ FAMICの全体戦略と令和3年度の主な取組み



(2) 役員等の状況

① 役員状況

(令和4年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	岡田 正孝	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	昭和 63 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 31 年 4 月	農林水産省採用 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報 課長 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研 究機構生物系特定産業技術研究支援センター 総括研究開発監
理事	功刀 豊	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	農薬検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	中野 隆史	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※		昭和 58 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 31 年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事（東京企 業第二本部航空運輸産業部長） 三井住友海上火災保険株式会社金融公務営業 推進本部公務開発部開発顧問
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※		現 公認会計士	

※ 監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

<https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/>



(3) 職員の状況

常勤職員は令和3年度末現在640人（前年度末比9名増、1.4%増）であり、平均年齢は45.0歳（前年度末45.0歳）となっています。このうち、国等からの出向者は59人、他の独立行政法人（旧3法人は除く。）からの出向者は2人、令和4年3月31日定年退職者は14人です。

ダイバーシティ経営の推進

【環境整備】

- ・Web会議システム、リモートワーク環境を整備

【研修等の実施】

- ・「ワークライフバランス推進研修」
女性活躍推進法の制定経緯等の理解と意見交換の実施（外部講師）
- ・「ワークライフバランスに関する座談会」
女性のキャリアアップと育児と仕事の両立をテーマに2回実施（内部講師）

【勤務制度の充実】

- ・「男性職員の配偶者出産休暇」
妻の出産に係る入退院の付き添い等のための休暇を2日から3日に拡充（令和3年4月1日～）
令和2年度のFAMIC取得率 100%（参考：国家公務員の取得率 91.0%（令和3年11月25日 内閣人事局データ））
- ・「新型コロナワクチンの予防接種による休暇等」
新型コロナワクチンの予防接種を職員が接種する日及び接種後の副反応等の症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要最小限度の範囲で職務に専念する義務を免除。
また、職員が接種会場まで家族に付き添う必要がある場合及び副反応等により看護を要する場合に請求できる特別休暇を整備（令和3年5月27日～）
- ・「新たな在宅勤務制度の整備」
ワークライフバランスの推進等を図る目的のため、希望する職員が承認を得て在宅勤務ができる制度を整備（令和3年11月1日～）
- ・「出生サポート休暇」
不妊治療に係る通院等のため、1年間に5日（体外受精等の場合、10日）の範囲内で取得できる休暇を整備（令和4年1月1日～）

【行動計画の推進】

- ・「次世代育成支援行動計画（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の推進」
職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため策定した目標の推進

（目標）

- ・職員の育児休業及び育児参加のための休暇取得を促進
- ・年次休暇の取得促進（目標：12日以上／年）
- ・超過勤務の縮減



【女性活躍の推進】

- ・「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画（令和3年4月1日～令和8年3月31日）の推進」
女性活躍推進法に基づき、女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため策定した目標の推進

（目標）

- ・新規採用者に占める女性の割合を35%以上
- ・男女の平均勤続年数の差を9年以下
- ・役員に占める女性の割合を13%以上、管理職に占める女性の割合を6.9%以上

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等
農薬検査部 湿式排ガス処理装置（スクラバー）改修工事
- ② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金1,426,564円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、令和3年度発生額（1,096,993円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和2事業年度から令和3事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高6,648,251円は、令和2事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,831	86.2%
事業収益	40	0.6%
受託収入	2	0.0%
資産見返運営費交付金戻入	129	1.9%
賞与引当金見返に係る収益	376	5.6%
退職給付引当金見返に係る収益	387	5.7%
雑益	2	0.0%
合 計	6,766	100%

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

(単位：千円)

区 分		金 額	概 要
受託収入		2,279	
諸収入	検査等手数料収入	24,222	GMP適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製造事業場の調査等による収入
	検定手数料収入	3,597	特定飼料等の検定による収入
	講習事業収入	8,954	農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入
	その他の収入	7,143	抗菌性物質標準製剤の配布、肥料認証標準物質の配布等による収入
合 計		46,195	

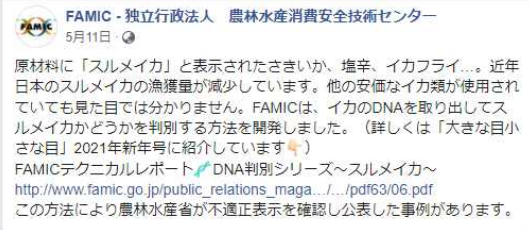
(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMICが行っている食品の安全と消費者の信頼の確保のための業務について理解を深めていただけるよう、情報発信、施設見学、一般公開等を行っています。

ア 情報発信

FAMIC公式Facebookページ（令和3年4月～）を開設し、これまで164件の記事を投稿しています。



DNAによるスルメイカの種判別方法を紹介



FAMIC公式YouTubeチャンネル（令和3年6月～）を開設し、業務内容を動画で紹介しています。



JAS (0009): 生鮮トマト中のリコペン定量方法を動画で紹介



こども霞が関見学デー特設Webサイト「マフ塾」にFAMIC紹介動画を掲載



イ 施設見学

全国8カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）で施設見学を受け入れています。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部リモートでの受入を実施し、合計10回、57名の方が利用されました。



標準的な見学コース



詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。

<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>



ウ イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」でFAMICの業務に関する展示を行ったほか、こども霞が関見学デーにWeb出展を行いました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、例年、「農林水産省祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）を行っています。

エ 農薬検査部一般公開

イの施設見学に加えて、農薬検査部では農薬や農薬の安全性検査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、一般公開のコーナーで紹介している「なにコレ農薬カードゲーム」を学校等教育場面でも活用いただけるよう、教員等手引き書とワークシートを新たに作成し公開しました。また、農薬検査部の業務を紹介する常設展示室を開設しました。



詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。

<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>



オ Y-SDGs（横浜市SDGs）認証を取得【横浜事務所】

SDGs（持続可能な開発目標）への取組みの一環として、横浜事務所が「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」における「Superior（上位）」認証を取得しました。



② 環境貢献活動の推進

業務活動の中での環境配慮については、「環境配慮の基本方針」及び「環境配慮への行動目標」を定め、取組みを計画的・体系的に推進しています。詳細につきましては「環境報告書2022」（令和4年9月公表予定）をご覧ください。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
1 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組み ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
4 グリーン購入法に基づく調達の推進	・グリーン購入法に基づく調達の推進
5 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記アからエまでの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信



環境貢献活動の一環として清掃活動を実施



（８）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

FAMICの強みは、これまで蓄積してきた検査・分析を始めとする専門的知見と技術力です。これらの強みを生かし、検査・分析能力を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組んでいきます。

FAMICは、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する検査・分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性の確保が重要であると考えています。このため、分析に関する国際規格であるISO/IEC17025に基づき業務及び技術管理を実施し、第三者機関によるISO/IEC17025の認定の維持やFAMIC自身の自己適合宣言に取り組むとともに、目的に応じた精度管理を行い、検査・分析の信頼の確保に組織全体で取り組んでいます。